

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体

御中

← 厚生労働省 老健局振興課

介護保険最新情報

今回の内容

東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について
計6枚（本紙を除く）

Vol.309

平成25年2月6日

厚生労働省老健局振興課

【 費関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

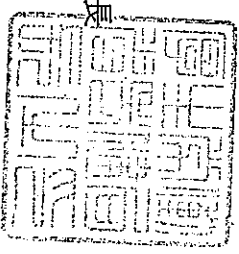
連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3937）
FAX：03-3503-7894

老 発 0206 第 1 号
平成 25 年 2 月 6 日



各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての
権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公
布について

東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての
権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（平成
25年政令第30号）が本日公布されたところである。

改正の趣旨及び留意点は下記のとおりであるので、御了知の上、管内
市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底の上、適切な対応方御配慮願
いたい。

記

第1 改正の趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に
関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）第3条第
4項の規定に基づき、東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1
項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平
成23年政令第274号。以下「令」という。）において、東日本大震災の
被害者の権利利益に係る満了日を平成25年2月28日と定めたと
ころである。

今般、令における延長期日の翌日以降においても満了日の延長の措
置を特に継続して実施する必要があるものについて、権利利益の延長
期日をさらに延長するため、令を改正し、その期日を平成25年8月31
日まで延長することとした。

第2 満了日の再延長を行った行政上の権利利益

今のうち再延長を行ったものは、次のとおりである。

- 指定居宅サービス事業者の指定 (第41条第1項)
- 指定地域密着型サービス事業者の指定 (第42条の2第1項)
- 指定居宅介護支援事業者の指定 (第46条第1項)
- 指定介護老人福祉施設の指定 (第48条第1項第1号)
- 指定介護療養型医療施設の指定 (健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の第48条第1項第3号)
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (第53条第1項)
- 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 (第54条の2第1項)
- 介護老人保健施設の許可 (第94条第1項)

第3 留意事項

- 1 改正前の令と同様、東日本大震災の被害者が令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置を受けるためには、当該者に対し、当該者の特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面 (特措法第3条第3項に規定する書面をいい、以下「申請書」という。) による満了日の延長の申し出を行わせる必要がある。

なお、申請書については、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が記載されていれば、様式は問わず、また、申請書の記載事項については、必要な事項が簡潔に記載されていれば適当なものととして受理することとして差し支えない。

- 2 令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置は、特措法第3条第4項に基づき、被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置であるので、通常の手続きにより介護保険法 (平成9年法律第123号) に基づく指定等の更新を行うことのできるものについては、令に基づく延長の措置を適用することなく、介護保険法により指定等の更新を行うこととされている。

- 3 今般の令の改正により、特定権利利益に係る満了日が平成25年8月31日までとされたが、平成25年9月1日以降における更なる延長については、サービスの質の確保等に鑑み、指定介護療養型医療施設の指定に係るものを除き、行わない予定である。そこで、令の対象となる事業所がある都道府県等にかかれては、平成25年9月1日以降における

る更なる延長を行わないことについて、介護サービス事業者に対して、十分な期間をもって周知いただくとともに、以下のような御配慮をお願いする。

・警戒区域等に事業所がある等の事情により、指定の更新の申請を行うことが出来ず、指定等の効力が失われた事業所等（以下「失効事業所等」という。）が新たに指定等の申請を行う際は、既に都道府県知事等に提出している事項に変更がない場合についてはこれらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出がなされたものとする事

・失効事業所等による新たな指定の申請を受け、都道府県知事等が指定を行う際は、当該事業所に付番されていた事業所番号を再付番すること

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

○地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二七)

○地方自治法施行令等の一部を改正する政令(二八)

○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

○東日本大震災の被害者の救済(第五十二条第一項の許可等)についての特利利益に係る補正の適用に関する政令の一部を改正する政令

○地方自治法施行規則の一部を改正する省令(総務三)

○公共土木施設災害復旧事業員庫員担任の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(総務五)

○公共土木施設災害復旧事業員庫員担任施行規則の一部を改正する省令(国土交通三)

○政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があった

○政党助成法第二十七條第二項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があったので公表する件(同三)

○政党助成法第二十一条第一項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があったので公表する件(同三四)

○特定交付金の交付を受けようとする政治団体の名称及び当該政治団体に対する交付すべき特定交付金の額を公表する件(同三五)

○平成二十四年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件(同三六)

○平成二十四年中において交付した特定交付金の総額及び特定交付金の交付を受けようとする各政治団体に対して交付した特定交付金の額を公表する件(同三七)

○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

○東日本大震災の被害者の救済(第五十二条第一項の許可等)についての特利利益に係る補正の適用に関する政令の一部を改正する政令

○地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(総務五)

○公共土木施設災害復旧事業員庫員担任施行規則の一部を改正する省令(国土交通三)

○政党助成法第二十七條第二項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があったので公表する件(総務三)

○政党助成法第二十一条第一項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があったので公表する件(同三四)

○政党助成法第二十七條第二項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の名称及び当該政治団体に対する交付すべき特定交付金の額を公表する件(同三五)

○平成二十四年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件(同三六)

○平成二十四年中において交付した特定交付金の総額及び特定交付金の交付を受けようとする各政治団体に対して交付した特定交付金の額を公表する件(同三七)

○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

○東日本大震災の被害者の救済(第五十二条第一項の許可等)についての特利利益に係る補正の適用に関する政令の一部を改正する政令

○地方自治法施行令等の一部を改正する政令(二八)

○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

○東日本大震災の被害者の救済(第五十二条第一項の許可等)についての特利利益に係る補正の適用に関する政令の一部を改正する政令

○地方自治法施行令の一部を改正する政令(二八)

○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

○東日本大震災の被害者の救済(第五十二条第一項の許可等)についての特利利益に係る補正の適用に関する政令の一部を改正する政令

○地方自治法施行令の一部を改正する政令(二八)

○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

○東日本大震災の被害者の救済(第五十二条第一項の許可等)についての特利利益に係る補正の適用に関する政令の一部を改正する政令

○地方自治法施行令の一部を改正する政令(二八)

○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

○東日本大震災の被害者の救済(第五十二条第一項の許可等)についての特利利益に係る補正の適用に関する政令の一部を改正する政令

○地方自治法施行令の一部を改正する政令(二八)

○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

○東日本大震災の被害者の救済(第五十二条第一項の許可等)についての特利利益に係る補正の適用に関する政令の一部を改正する政令

○地方自治法施行令の一部を改正する政令(二八)

○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

○東日本大震災の被害者の救済(第五十二条第一項の許可等)についての特利利益に係る補正の適用に関する政令の一部を改正する政令

○地方自治法施行令の一部を改正する政令(二八)

○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

○東日本大震災の被害者の救済(第五十二条第一項の許可等)についての特利利益に係る補正の適用に関する政令の一部を改正する政令

○地方自治法施行令の一部を改正する政令(二八)

○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

○東日本大震災の被害者の救済(第五十二条第一項の許可等)についての特利利益に係る補正の適用に関する政令の一部を改正する政令

○地方自治法施行令の一部を改正する政令(二八)

○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

○東日本大震災の被害者の救済(第五十二条第一項の許可等)についての特利利益に係る補正の適用に関する政令の一部を改正する政令

○地方自治法施行令の一部を改正する政令(二八)

○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

○東日本大震災の被害者の救済(第五十二条第一項の許可等)についての特利利益に係る補正の適用に関する政令の一部を改正する政令

○地方自治法施行令の一部を改正する政令(二八)

○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

○東日本大震災の被害者の救済(第五十二条第一項の許可等)についての特利利益に係る補正の適用に関する政令の一部を改正する政令

○地方自治法施行令の一部を改正する政令(二八)

○風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九)

○東日本大震災の被害者の救済(第五十二条第一項の許可等)についての特利利益に係る補正の適用に関する政令の一部を改正する政令

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第二七号)(総務省)

地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四法律第七号)附則第一条ただし書に規定する期

定の施行期日は、平成二十五年三月一日とする

こととした。

◇地方自治法施行令等の一部を改正する政令(政令第二八号)(総務省)

一 地方自治法施行令の一部改正関係

直接請求制度に関する事項

一) 条例制定又は改廃請求代表者が署名し印を押すことを求めるための委任定した場合は、請求代表者証明書を交付した普通地方公共団体の長及び居住者の属する市町村の選挙管理委員会への届出に関する規定を削除することとした。(旧第九二条第三項関係)

二) 指定都市における条例制定又は改廃請求に係る署名及び印を求めるところが、期日を、都道府県と同様に、請求代表者証明書を交付した旨の告示があった日から二箇月以内とする。こととした。(第九二条第三項関係)

三) 指定都市における条例制定又は改廃請求に係る署名の効力が確定した日から条例制定又は改廃請求までの期間及び各例制定又は改廃請求が適法な方式を欠いているときにこれを補正させる期間を都道府県と同様の期間とする。こととした。(第九三条の二第一項、第九四条第一項、第九六条第一項、第九七条第二項関係)

四) 普通地方公共団体の直接請求のうち、議員及び長の解職請求に係る投票方法について、投票用紙に賛否を自署する方法とする

とともに、議会の解散請求並びに議員及び長の解職請求に係る投票方法について、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会が定めるところにより、解職又は解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を記載する投票方法により行うことができることとした。(第一〇六条、第一〇八条第一項の表、第一〇九条、第一一〇条、第一一四条、第一一五条第一項の表、第一一六条の二、第一一七条、第一一八条の表関係)

四) 選挙権を有する者の総数が八〇万を超え

る普通地方公共団体について、議会の解散並びに議員及び長の解職請求に係る要件を緩和し、八〇

万を超える場合にあっては八〇万を超

える数に八分の一を乗じて得た数と四〇万

に六分の一を乗じて得た数と四〇万に三分

の一を乗じて得た数とを合算して得た数

とした。第一〇〇条の表、第一〇〇条の表

ととし、第一〇〇条の表、第一〇〇条の表

表、第一一六条の表、第一一六条の表関係)

一) 普通地方公共団体のみに適用される特別法について、賛否の投票に関する事項

一) 普通地方公共団体のみに適用される特別法に係る投票方法について、関係普通地方

公共団体の選挙管理委員会が定めるところ

より、当該法律について賛成するときは投票

用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反

対するときは反対の記載欄に○の記号を記載

することとした。第一八四条、第一八六条第一

項、第一八七条関係)

三) 特別一部事務組合に関する事項

一部事務組合は、規約で定めるところによ

り、当該一部事務組合の議会を構成団体の議

会をもって組織することができるものとした

ことに伴い、その議会を構成団体の議会を

もって組織する一部事務組合への地方自治法

施行令中普通地方公共団体に関する規定の様

用について、必要を調整して行ったこととした。

(第一二一条の三関係)

二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施

行令の一部改正関係

教育委員会の委員の解職請求に必要な署名数

に係る要件を緩和し、選挙権を有する者の総数

が八〇万を超える場合においてはその八〇万を

六分の一を乗じて得た数と四〇万に三分の一を

乗じて得た数とを合算して得た数としたこと

に伴い、関係規定の整備を行うこととした(第三

条第一項の奏関係)

三 市町村の合併の特例に関する法律施行令の一

部改正関係

合併協議会の設置請求代表者が署名し印を押

すことを求めるための委任をした場合の、請求

代表者証明書を交付した市町村の長及び当該市

町村の選挙管理委員会への届出に関する規定を

削除することとした。(第四二条第三項関係)

四 この政令は、地方自治法の一部を改正する法

律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の

日(平成二十五年三月一日)から施行すること

とした。

◇ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する

法律施行令の一部を改正する政令(政令第二九

号)(警察庁)

一 遊技機の認定等に係る手数料の標準を改める

こととした。(第一〇条の一及び第一六条関係)

二 この政令は、平成二十五年四月一日から施行す

ることとした。

◇ 東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十一

条

第一項の許可等についての権利利益に係る満了

日の延長に関する政令の一部を改正する政令

(政令第三〇号)(厚生労働省)

一 題名中「食品衛生法第五十二條第一項の許可

等」を「介護保険法第四十一條第一項本文の指

定等」に改めることとした。(題名関係)

二 東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二

条第二項の許可等についての権利利益に係る満

了日の延長に関する政令の規定により適正され

た東日本大震災の被害者の介護保険法第四十一

第一項本文の指定等に係る権利利益の一部につ

いて、当該権利利益に係る満了日の限度となる

日を平成二十五年二月八日から平成二十五年八月

三日に延長することとした。(未期間関係)

三 この政令は、一部を除き、公布の日から施行

することとした。

三 地方自治法の一部を改正する法律の一部を改正する

政令第二十七号

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第一条ただし書の

規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十五年

三月一日とする。

政令第二十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)の一部の施行に伴い、

及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第一條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第九十二條第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に、「二」にあつては「二箇月以内」を「及び地

方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」といふ。)に「及び二箇月以

内、指定都市以外の」に改め、同項ただし書中「二」に改め、同項ただし書中「二」に改め、同条第三項を制す。

第九十三條中「地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」といふ。)

を「指定都市」に改める。

第九十三條の二第二項中「第九十一條第四項ただし書」を「第九十一條第三項ただし書」に、

「それぞれ、都道府県にあつては十日、指定都市にあつては五日」を「十日」に改める。

第九十四條第一項中「第九十一條第四項」を「第九十二條第三項」に改め、「都道府県」の下に「又

は指定都市」を「十日以内」の下に「又は指定都市」を「十日以内」の下に「指定都市以外

」を加える。

第九十七條第二項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を「五日以内」の下に「指定都市以外

」を加えて、「附けて」を「付して」に改める。

政 令

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

地方自治法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)の一部の施行に伴い、

及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第一條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第九十二條第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に、「二」にあつては「二箇月以内」を「及び地

方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」といふ。)に「及び二箇月以

内、指定都市以外の」に改め、同項ただし書中「二」に改め、同項ただし書中「二」に改め、同条第三項を制す。

第九十三條中「地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」といふ。)

を「指定都市」に改める。

第九十三條の二第二項中「第九十一條第四項ただし書」を「第九十一條第三項ただし書」に、

「それぞれ、都道府県にあつては十日、指定都市にあつては五日」を「十日」に改める。

第九十四條第一項中「第九十一條第四項」を「第九十二條第三項」に改め、「都道府県」の下に「又

は指定都市」を「十日以内」の下に「又は指定都市」を「十日以内」の下に「指定都市以外

」を加える。

第九十七條第二項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を「五日以内」の下に「指定都市以外

」を加えて、「附けて」を「付して」に改める。

